

子ども・子育て支援事業計画に係る進捗状況等について(H26.2.14現在)

市町名	ニーズ調査の回収時期				単純集計終了の時期				量の見込み算出の時期		広域利用(教育)		広域利用(保育)		
	12月中	1月中	2月中	3月中	12月中	1月中	2月中	3月中	2月中	3月中	あり	なし	あり	なし	
	※単純集計の結果であり、市町子ども・子育て会議に諮られた内容とは限らない。														
神戸市	○						○			○	○	ニーズ調査以外の方法で今後把握予定	○	ニーズ調査以外の方法で今後把握予定	
姫路市	○				○				○			○		○	
尼崎市	○				○					○	○	豊中市、伊丹市、西宮市、大阪市	○	伊丹市、西宮市、神戸市	
明石市	○					○				○	○	神戸市垂水区、神戸市西区、神戸市灘区、加古川市、加西市、播磨町	○	神戸市垂水区、神戸市西区、神戸市灘区、加古川市、高砂市、播磨町	
西宮市	○					○				○	○	単純集計では市内・市外の別のみの整理	○	単純集計では市内・市外の別のみの整理	
洲本市	○						○			○	○	淡路市・南あわじ市	○	淡路市・南あわじ市	
芦屋市	○				○					○	○	神戸市、西宮市、豊中市、尼崎市、	○	神戸市、守口市、西宮市、大阪市、堺市、豊中市、三田市	
伊丹市	○					○				○	○	宝塚市、尼崎市、池田市、川西市、神戸市	○	宝塚市、尼崎市、川西市	
相生市	○					○				○	○	赤穂市、たつの市、上郡町	○	姫路市、赤穂市、たつの市、上郡町、太子町	
豊岡市	○				○					○			○	養父市、香美町、朝来市	
加古川市	○						○			○	○	高砂市、明石市、神戸市	○	高砂市、明石市、神戸市、播磨町、福美町、姫路市、三木市	
赤穂市		○					○						○		○
西脇市	○					○					○	加東市	○	加東市、多可町	
宝塚市	○						○				○	今後整理予定	○	今後整理予定	
三木市	○					○				○			○	神戸市、姫路市、明石市、加古川市、西脇市、小野市、三田市、加東市	
高砂市	○					○					○	加古川市、姫路市、別府市	○	加古川市、姫路市、神戸市、播磨町	
川西市	○				○						○	猪名川町、宝塚市、伊丹市、池田市、奈良市、能勢町	○	猪名川町、宝塚市、伊丹市、池田市、能勢町、豊能町、豊中市	
小野市	○						○				○	加東市	○	北播磨、東播磨、神戸市	
三田市	○					○				○	○	神戸市、西宮市、宝塚市、豊能郡能勢町	○	神戸市北区、加東市、三木市、多可町、川西市、神戸市灘区、篠山市、加西市、西宮市、西脇市	
加西市	○					○					○	集計中	○	集計中	
篠山市	○				○						○	丹波市	○	三田市、丹波市、神戸市、大阪市	
養父市	○						○				○		○	豊岡市・朝来市	
丹波市	○					○					○	三田市、西脇市	○	三田市、西脇市	
南あわじ市	○					○							○		○
朝来市	○					○							○	○	豊岡市、養父市等
淡路市	○				○						○	洲本市、神戸市	○	神戸市、明石市、洲本市、南あわじ市(※平成26年度保育所入所内定状況)	
宍粟市	○					○					○	姫路市	○	姫路市	
加東市	○					○					○	篠山市、小野市	○	加西市、三木市、小野市、西脇市、伊丹市、加古郡	
たつの市	○						○						○	○	姫路市、太子町、相生市等
猪名川町		○					○					※現在集計中		※現在集計中	
多可町	○				○								○	○	丹波市、西脇市、加東市、小野市
福美町	○					○					○	加古川市、播磨町、神戸市、三木市、明石市、高砂市、加西市	○	加古川市、播磨町、神戸市、三木市、明石市、高砂市、加西市	
播磨町	○						○				○	加古川市・福美町	○	加古川市・明石市・福美町・神戸市	
市川町	○				○						○	姫路市、福崎町、神河町、多可町	○	姫路市、福崎町、神河町、多可町	
福崎町	○						○				○	※現在集計中	○	姫路市、神河町、市川町、加西市、加古川市、明石市、加東市、高砂市	
神河町				○						(4月上旬頃)	○	姫路市・西宮市・朝来市	○	姫路市・加西市・福崎町・市川町・朝来市	
太子町	○						○				○	姫路市、たつの市	○	姫路市、たつの市、相生市、赤穂市、市川町	
上郡町		○					○				○	たつの市(※ニーズ調査結果集計中のため、平成26年度の保育所入所内定状況)	○	姫路市、たつの市、赤穂市、佐用町(※ニーズ調査結果集計中のため、平成26年度保育所入所内定状況)	
佐用町			○										○	○	姫路市、たつの市、宍粟市
香美町	○				○						○	豊岡市、新温泉町、鳥取市	○	豊岡市、新温泉町、鳥取市	
新温泉町	○				○						○	豊岡市、香美町、鳥取市、岩美町(鳥取県)	○	豊岡市、香美町、鳥取市、岩美町(鳥取県)	
合計	36	3	1	1	11	15	13	2	11	29	30		9	37	3
累計	36	39	40	41	11	26	39	41	11	40					

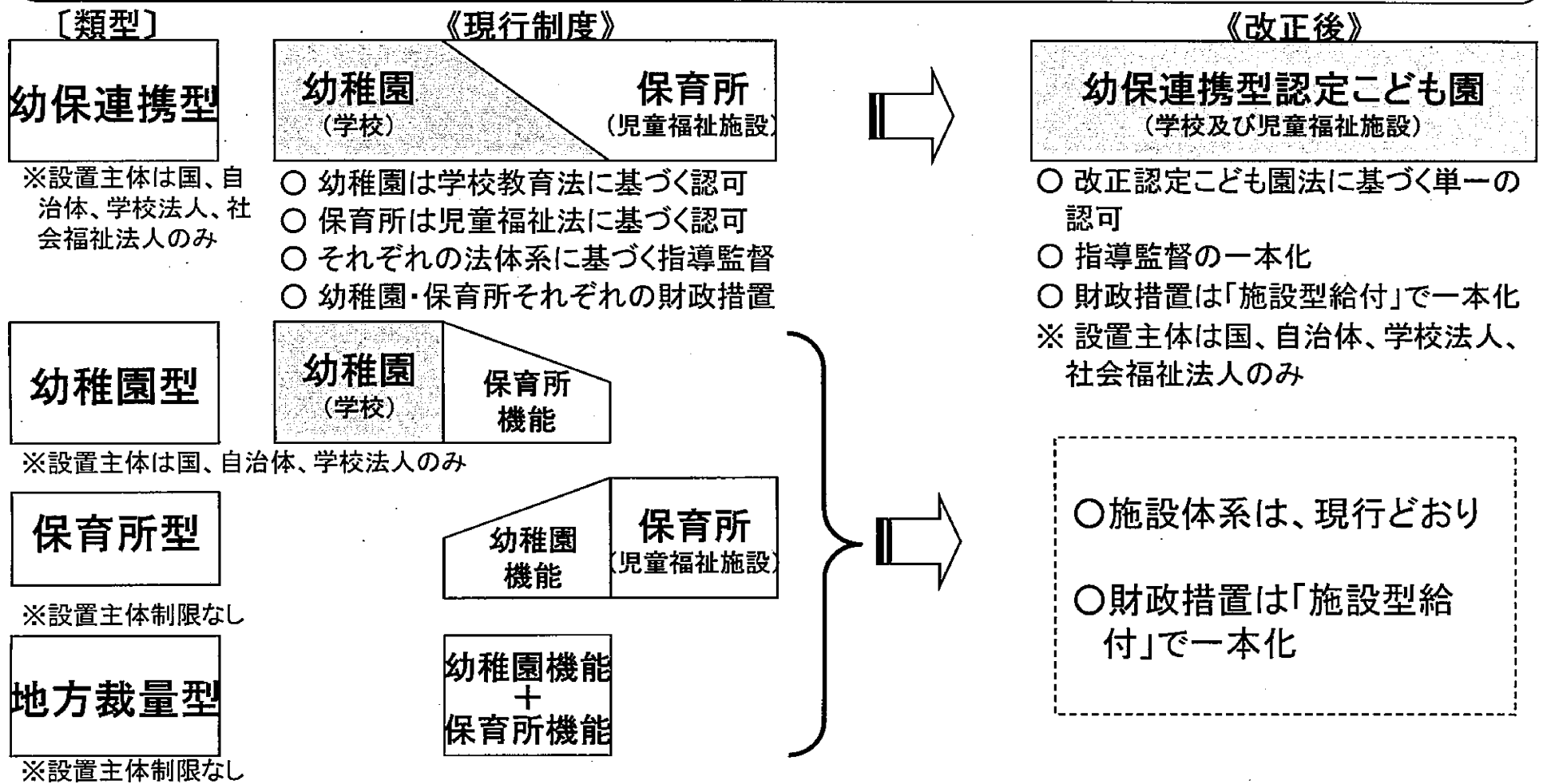
(集計中を除く)

(集計中を除く)

市町名	教育・保育提供区域の設定について									
	子ども・子育て会議で決定	その概要	子ども・子育て会議で検討中	検討状況	成案を得る時期	事務的に検討	検討の概要	会議に諮る時期	未検討	検討開始時期
神戸市						○	行政区(9区+2支所)	2月21日頃		
姫路市	○	市総合計画で定める地域ブロック(13区域)								
尼崎市	○	旧行政区(6区域)								
明石市			○	地域5ブロック	4月頃					
西宮市			○	継続協議(小学校区複数単位で南北2区域)	4月頃					
洲本市			○	4案提示(市全域1区域、旧市町単位2区域、中学校区6区域、小学校区13区域)	3月下旬頃					
芦屋市						○	中学校区(5区域)	3月9日		
伊丹市						○	市全域(1区域)	3月頃		
相生市									○	3月中旬頃
豊岡市						○	旧市町単位(ただし港地域は城崎に含める。)	2月24日		
加古川市			○	児童人口増減、生活圏により3区域	2月中旬頃					
赤穂市						○	市全域(1区域)	5月頃		
西脇市	○	国道175号線の東側・西側(2区域)								
宝塚市						○	3案(市全域1区域、コミュニティブロック7区域、7コミュニティブロックを4グループに分割)	3月下旬頃		
三木市						○		5~6月頃		
高砂市			○	市全域1区域(ただし放課後児童健全育成事業は小学校区10区)	2月末頃					
川西市			○	市全域(1区域)ただし保育は中学校区(1区域)	3月中旬頃					
小野市						○	地域協議会単位(コミュニティセンター設置区単位)	2月22日頃		
三田市						○	事務局案検討中	3月上旬頃		
加西市						○	中学校区(4区域)	5月頃		
篠山市						○	市全域(1区域)	3月14日		
養父市						○	小学校区(9区域)	3月上旬頃		
丹波市						○	旧町単位(6区域)	3月25日		
南あわじ市									○	6月末頃
朝来市						○	小学校区(11区域)~市全域(1区域)	3月頃		
淡路市						○	市全域(1区域)	4月頃		
宍粟市						○	事業毎に検討中	2月下旬頃		
加東市						○	中学校区(3区域)	3月中旬頃		
たつの市						○	小学校区(ただし、幼稚園区域は町全域1区域も検討中)	3月頃		
猪名川町						○	町全域(1区域)	4月頃		
多可町						○	旧町単位(中学校区)(3区域)	4月頃		
福美町									○	3月頃
播磨町						○	町全域(1区域)	5月頃		
市川町	○	旧村単位(4区域)								
福崎町	○	小学校区(4区域)								
神河町									○	5月頃
太子町									○	4月頃
上郡町						○	町全域(1区域)	4月頃		
佐用町									○	3月頃
香美町			○	継続協議、4案(旧村2区域、旧町単位3区域、中学校区4区域、小学校区10区域)	4月頃					
新温泉町									○	3月下旬頃
合計	5		7			22			7	
累計										

## 認定こども園法の改正について

- 認定こども園法を改正し、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
  - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、認定こども園（全類型）、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
  - 消費税を含む安定的な財源を確保



## 認定こども園の認定要件に係る県独自基準について

### 1 「認定こども園の認定要件等に係る条例」の改正

#### (1) 認定こども園の認定基準の基本的な考え方

- 幼稚園と保育所の基準が異なる場合は、高い水準を引き継ぐ。
- 既存の幼稚園、保育所から移行する場合は、既存特例等により、移行前の施設の基準を満たせば足りる。

#### (2) 条例改正の必要性

ア 幼保連携型認定こども園の認可基準について省令化に伴い設けられた「従うべき基準」との整合

イ 「兵庫県幼保連携型認定こども園審議会（仮称）」に関する規定の整備

ウ その他必要な改正

＜幼保連携型認定こども園制度の改正概要＞

区 分	現 行	改正後
施設 の 概 要	認可幼稚園と認可保育所が連携	学校及び児童福祉施設の位置付けを持つ単一の施設
設備及び運営 の 認 可 基 準	告示（文科省、厚労省連名）	省令（新設）（内閣府、文科省、厚労省連名）
従 っ け 基 準	設備及び運営に関する基準について、従うべき基準なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級の編制、配置すべき職員及びその員数</li> <li>・ 保育室の床面積その他設備に関する事項で、子どもの健全な発達に関連するもの</li> <li>・ 運営に関する事項で、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの</li> </ul>
認可権者	都道府県知事の認定	都道府県知事の認可（公立は届出） （政令・中核市は当該市長）
審議会	無	認可等に当たって事前に意見聴取

※「従うべき基準」とは、全国共通の最低基準として国が定めたもの。これより低い基準を設定することはできないが、上乘せは可能。「参酌すべき基準」とは、国が示した基準を自治体が参酌して基準を設けることができる。

### 2 県独自基準の見直しに係る検討視点

- ① 現行規定の検証（必要性・実効性が乏しい基準を改めるか否か等）
- ② 新たな県独自基準を設けるか否か

※ 保育所の認可基準に設けた県独自基準については、同じ社会福祉施設としての位置付けを持つことから反映させる方向

# 認定こども園の認定基準

認定基準等の項目等		準拠する 認可基準	県の条例					
			幼保連携型	幼稚園型	保育所型	特定認可外保育施設型		
対象児童	0～2歳児	/	保育に欠ける子ども 保育に欠けない子ども(県独自)					
	3～5歳児		保育に欠ける子ども 保育に欠けない子ども					
認定基準	職員配置	0～2歳児	〈保育所基準〉	0歳児 3人につき1人 1、2歳児 6人につき1人				
		3～5歳児	長時間利用児	〈保育所基準〉	3歳児 20人につき1人 4、5歳児 30人につき1人			
			短時間利用児	〈幼稚園基準〉	4、5歳児 35人につき1人 3歳児 26人につき1人(県独自)			
			〔共通利用時間の学級編制〕	〈幼稚園基準〉	4、5歳児は1学級35人以下 3歳児は1学級25人以下。ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加算(県独自)			
	職員資格	職員	0～2歳児	〈保育所基準〉	保育士資格			
			3～5歳児	〔幼稚園基準及び保育所基準〕	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有又はいずれかの資格を有すること			
		学級担任		〈幼稚園基準〉	幼稚園教諭免許 ※保育所型、特定認可外保育施設型では、有資格者の確保が難しい場合、本人の意欲、適性、能力等を判断の上、両資格併有に向けて努力を行うことを条件に、保育士資格のみを有する者を充てることができる。			
		長時間利用児の保育に従事する者		〈保育所基準〉	保育士資格 ※幼稚園型、特定認可外保育施設型では、有資格者の確保が難しい場合、本人の意欲、適性、能力等を判断の上、両資格併有に向けた努力を行うことを条件に、幼稚園教諭のみを有する者を充てることができる。			
	施設設備	園舎	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	1学級:180㎡ 2学級以上:320+100× (学級数-2)㎡ うち保育室53㎡以上、遊戯室(原則1用)を100㎡以上確保(県独自)	1学級:180㎡ 2学級以上:320+100× (学級数-2)㎡		
			既存施設特例	—	保育室等の基準を満たすときは適用なし	—	保育室等の基準を満たすときは適用なし	
	認定基準	保育室等	0～1歳児	〈保育所基準〉	乳児室1人につき1.65㎡		ほふく室1人につき3.3㎡	1人につき1.65㎡(県独自)
			2歳児		保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡			
3～5歳児			保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡		同左	同左		
既存施設特例			—		園舎の基準を満たすときは適用なし	園舎の基準を満たすときは適用なし	園舎の基準を満たすときは適用なし	
調理室及び食事の提供		0～2歳児	〈保育所基準〉	調理室:必置 食事の提供:保育に欠けない子どもについて、一定条件の下、園外からの搬入可(県独自)。この場合においても、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。	調理室:必置 食事の提供:一定条件の下、園外からの搬入可(県独自)。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。	調理室:必置 食事の提供:保育に欠けない子どもについて、一定条件の下、園外からの搬入可(県独自)。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。	調理室:必置 食事の提供:一定条件の下、園外からの搬入可(県独自)。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。	
		3～5歳児	—	調理室:必置 食事の提供:一定条件の下、園外からの搬入可。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。				
屋外遊戯場			〔幼稚園基準及び保育所基準〕	①保育所基準(2歳児以上1人につき3.3㎡) ②幼稚園基準(下記参照)に2歳児一人につき3.3㎡を加算 ①と②を比較して大きくなる方の基準を採用 〈幼稚園基準〉(3～5歳児) 2学級以下:330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上:400+80×(学級数-3)㎡				
		既存施設特例	—	保育所基準及び幼稚園基準のいずれかの基準で可	保育所基準及び幼稚園基準のいずれかの基準で可(県独自)	保育所基準及び幼稚園基準のいずれかの基準で可		
		設置場所特例	〈保育所基準〉	一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可 移動の安全確保を明文化(県独自)	(同一敷地内又は隣接地)	一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可 移動の安全確保を明文化(県独自)		
教育及び保育の内容等		/	「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の目標が達成されるよう、教育・保育の提供等					
子育て支援事業			国の規定及び知事が別に定める事項の中から1以上実施(県独自)					

(注)「保育所基準」…保育所の認可基準をいう。「幼稚園基準」…幼稚園の認可基準をいう。